

令和元年9月分

受付日	提案テーマ	提案内容	主管課の考え方や処理方針	主管課
9月17日	個人情報	<p>会社からもらう源泉徴収の紙が、金額が会社の人に知られてしまう。 他市町村は封がされているのに早急に改善してほしい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご提案の「源泉徴収」とは、住民税の「特別徴収税額通知書」のことかと思われ ますが、ご提案いただきましたとおり、個人情報保護の観点から、勤務先には所 得等の内容が見えない様式が主流となっております。 本町におきましても、令和2年度から個人情報保護に配慮した特別徴収税額通 知書へ切り替えてまいります。 ご理解の程よろしくお願い致します。</p>	税務課
		<p>身体障害の母が1人で暮らしています。 ごみ収集場所にごみをだしに行くのも苦労してます。 家族(別居)が、母のところに行ったら、ゴミをもちかえることが多いです。 近くまで、とりにきてもらえないでしょうか？ 玄関先にとりにきていただけたら、うれしいで す。</p>	<p>現在、可燃ごみの玄関先までの個別収集は実施しておりませんが、様々な事情 により、ごみ収集場所までのごみ排出が困難な方等への対応につきましては、例 えば現在のごみ収集場所をお困りの方の自宅付近に移動・増設する等の方法な ど考えられます。なお、その際には利用されているご近所の方々にご事情をご説 明いただき、合意の後、環境課にて収集作業に支障のないことを確認いたしまし て現在のごみ収集場所を移動・増設することとなります。 お身体の状態などケースにより異なりますが、町としてもできる限り対応を考え させていただきますので、まず、環境課あてにご相談いただきますようお願いしま す。</p>	環境課
9月19日	ごみ収集 と巡回バ ス利用		<p>巡回バス等で移動される場合にご利用していただけるサービスをご案内させて いただきます。 まず、障がいのある方への支援として、通院や官公署の手続きのときにヘル パーを利用する乗降介助や通院等介助、余暇活動などで外出時にヘルパーが付 き添い支援を行う移動支援のサービス等があります。</p>	

	<p>巡回バスを利用したくても、段があり、のりおりできません。</p> <p>介助を手伝っていただけるヘルパーさん、理学療法士さんなどがバスに同乗してもらえれば、母の活動範囲(コミュニティーなども)もひろがると思います。</p>	<p>ご利用にあたっては申請が必要であり、サービス利用を希望される方の障がい内容やご状態、外出目的により対象にならない場合がありますので、詳細につきましては障がい福祉課までお問合せください。</p> <p>なお、65歳以上の方につきましては、原則介護保険での利用となります。</p> <p>介護保険のサービスにつきましては、上記のような移動支援のサービスはありませんが、訪問介護サービスにおいて、通院や官公署の手続き等の送迎などにヘルパーが運転する車両への乗車または降車の介助を行う通院等乗降介助があります。</p> <p>介護サービスをご利用の際は、要介護認定の申請を行い、要介護認定を受けていただく必要があります。また、通院等乗降介助につきましては、要介護度によりご利用いただけない場合がありますので、詳しくは介護保険課にお問い合わせください。</p> <p>ヘルパーや理学療法士等がバスに同乗し、介助を手伝うことにより活動範囲がひろがるという貴重なご意見ありがとうございます。</p>	<p>障がい福祉課 介護保険課</p>
--	--	---	-------------------------